

川崎市介護保険居宅介護サービス
費等の額の特例等に関する要綱

平成12年3月30日

11川健介第465号の2

健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例（以下「特例給付」という。）に関して、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用要件)

第2条 区長は、規則第13条の規定による申請があった場合において、当該要介護被保険者等が次の各号のいずれかに該当し、居宅サービス、介護予防サービス又は地域密着型（介護予防）サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、特例給付を行うものとする。

(1) 省令第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に規定する事由に該当した場合（以下「災害損失」という。）ただし、故意に災害を発生させた場合を除く。

(2) 省令第83条第1項第2号、第3号若しくは第4号又は第97条第1項第2号、第3号若しくは第4号に規定する事由に該当した場合（以下「所得減少」という。）

(特例給付の認定等)

第3条 前条の要件に該当する要介護被保険者等の認定及び特例給付の給付割合は、次のとおりとする。

(1) 災害損失

ア 認定

災害損失は、3割以上の損失を受けた場合に認定する。この場合における被害程度の判定は、原則として、消防署長等所轄の関係官公署の長の発行する証明書により行う。ただし、罹災者名簿等で確認できる場合はこれにより行うことができる。

イ 特例給付の給付割合

災害損失に係る特例給付の給付割合は、100分の100とする。

なお、災害により生じた損害金額が損害保険等により補填される場合は、これを考慮して決定する。

(2) 所得減少

ア 認定

要介護被保険者等の属する世帯の主たる生計維持者の申請日の属する年の見込み総所得金額が前年の総所得金額の10分の7未満に減少し、かつ当該要介護被保険者等の属する世帯の実収入見込月額が、その世帯につき算定した特例給付基準生活費（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する基準生活費（第1類、第2類及び老齢加算又は障害者加算を合算した額））に100分の115を乗じて得た額に満たない場合に所得減少として認定する。

イ 実収入見込月額の算定

実収入見込月額の算出は、その世帯の総収入月額とし、収入が確実に推定できないときは前3月間の平均収入月額によって行う。

ウ 特例給付の方法

所得減少に係る特例給付の給付割合は、100分の97とする。

(特例給付対象期間)

第4条 特例給付の対象となる期間は、申請のあった日の属する月から6月間とし、その期間が翌年度に及ぶことは差し支えないものとする。

(申請書の受理等)

第5条 区長は、規則第13条の規定による申請書が提出されたときは、申請書及び申請理由を証明する添付書類に不備がないかを確認し、申請書及び添付書類をもとに、申請者から詳細に事情を聴取し、事実の確認を行った上、受理する。

2 前項の口頭審査で事実の確認が困難である場合は、実地調査等により事実の確認に努めるものとする。

(審査及び決定)

第6条 区長は、前条第1項により申請書を受理したときは、申請書及び添付書類等に基づき、特例給付実態調査票を作成の上、申請内容を審査し、特例給付の承認又は不承認を決定する。

(決定通知)

第7条 区長は、前条の承認又は不承認の決定をしたときは、速やかに決定内容を要介護被保険者等あて通知する。

(特例給付の取消し)

第8条 区長は、特例給付の承認を受けた要介護被保険者等が次の各号のいずれかに該当したときは、承認の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 特例給付を承認された要介護被保険者等又はその世帯の資力、その他の事情の

変更により特例給付が不相当と認められるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日・川健介保第413号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。